

院内感染防止対策に関する取組事項

1. 院内感染防止対策に関する基本的な考え方

当院では、病院に関わる全ての人たちを感染から守るために「標準予防策」を基本とした感染対策と感染経路別予防対策を実践しています。

適切な院内感染防止対策を病院全体として取り組み、院内感染発生の予防と発生時の速やかな対応に努めます。

2. 院内感染防止対策の為に組織

院内感染対策委員会を設置し、毎月第2火曜日に委員会を開催し、病院全体の感染防止対策に関する事項を検討します。

又、感染防止対策チーム（ICT）を設置し、院内ラウンドや院内感染防止対策の実働的な役割を担います。

3. 院内感染防止対策の為に研修

職員の感染防止対策に関する意識・知識・技術向上を図るため、全職員対象とした、研修を年2回行います。

4. 院内感染発生状況の報告

法令に定められた感染症届出の他、院内感染発生や薬剤耐性菌検出などの報告を受け、ICTでの検討、及び院内感染対策委員会にてICTで検討した情報を共有し、感染対策の周知を行います。

5. 院内感染発生時の対応

院内感染が発生、又疑われる場合は、ICTが速やかに対応します。

又、必要に応じて協力関係にある他医療機関や保健所と連携し対応します。

6. 患者等に対する情報提供

感染症の流行がみられる場合には、院内メールやポスター等の掲示を行い院内に情報提供を行います。この取り組み事項を玄関ホールや各病棟などに掲載して、広く一般に公開します。

7. 地域連携

感染防止対策合同カンファレンスに参加し、地域の医療施設と連携、情報の共有を行い、感染対策の向上に努めます。

8. その他

院内感染防止対策の推進の為「院内感染対策マニュアル」を作成し、病院職員への周知、徹底を図るとともに、見直し及び改訂を継続的に行います。

末広橋病院 感染対策委員会

